

# はしもと 市議会だより



第13号

平成20年11月1日 発行

<http://www.chw.jp/>

議員は公職選挙法により、時候の挨拶状（答礼のため自筆によるものを除く）を出すことや寄付行為などは、禁止されています。ご理解をお願いします。



## 「外部接続箱」の内部

子局マイク  
子局マイクを使用して、子局の個別放送が可能。



複信用電話機  
親局（市役所）との連絡手段として、複信用電話機による相互通話が可能。

市内 119 箇所の内、橋本中学校に設置されているデジタル防災無線屋外拡声子局

## 主な内容

議案審議結果……………2～3 ページ  
一般質問など……………4～15 ページ  
活動日誌……………16 ページ

## 傍聴ご案内

議場は市役所3階です。また、1階市民ロビーのテレビでは本会議の様態を中継しています。

## 9月定例会

### 会期・日程

9月1日に招集され、平成19年度各会計決算の認定、平成20年度各会計補正予算や条例の制定・一部改正など市長提出議案34件と、委員会提出議案4件・請願4件を審議し、9月22日に閉会しました。

|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 9月1日 本会議（開会・議案の提案説明） | 16日 経済建設委員会      |
| 8日 本会議（一般質問）         | 企業誘致対策調査特別委員会    |
| 9日 本会議（一般質問）         | 17日 文教厚生委員会      |
| 10日 本会議（一般質問）        | 22日 本会議（議案審議・閉会） |
| 11日 本会議（議案審議）        |                  |
| 12日 総務委員会            |                  |

# 議案の審議結果

9月定例会での各議案の主な審議結果は下記のとおりです。

## 平成19年度各会計決算 16件

- ・一般会計……………継続審査
- ・国民健康保険特別会計……………継続審査
- ・簡易水道事業特別会計……………継続審査
- ・国民宿舎特別会計……………継続審査
- ・住宅新築資金等貸付事業特別会計……………継続審査
- ・老人保健特別会計……………継続審査
- ・公共下水道事業特別会計……………継続審査
- ・駐車場事業特別会計……………継続審査
- ・墓園事業特別会計……………継続審査
- ・農業集落排水事業特別会計……………継続審査
- ・土地区画整理事業特別会計……………継続審査
- ・介護保険特別会計……………継続審査
- ・介護サービス事業特別会計……………継続審査
- ・指定訪問看護事業特別会計……………継続審査
- ・水道事業会計……………継続審査
- ・病院事業会計……………継続審査

## 専決処分 2件

- ・一般会計補正予算（第4号）……………承認
- ・報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正……………承認

## 平成20年度各会計補正予算 7件

- ・一般会計（第5号）……………原案可決
- ・国民健康保険特別会計（第1号）……………原案可決
- ・老人保健特別会計（第1号）……………原案可決
- ・農業集落排水事業特別会計（第1号）……………原案可決
- ・介護保険特別会計（第1号）……………原案可決
- ・後期高齢者医療特別会計（第1号）……………原案可決
- ・病院事業会計（第2号）……………原案可決

## 条例の制定・一部改正 5件

- ・ふるさと応援基金条例の制定……………原案可決
- ・企業誘致対策基金条例の制定……………原案可決
- ・公共施設等管理基金条例の制定……………原案可決
- ・市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正……………原案可決
- ・特別職報酬等審議会条例の一部改正……………原案可決

## その他 4件

- ・市道の認定及び廃止……………原案可決
- ・字の新設……………原案可決
- ・訴訟の提起……………原案可決
- ・控訴上の和解……………原案可決

## 委員会提案 4件

- ・議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正……………原案可決
- ・議会会議規則の一部改正……………原案可決
- ・地方の道路整備の促進と安定的な財源確保を求める意見書……………原案可決
- ・社会保障費抑制路線の見直しを求める意見書……………原案可決

## 請願 4件

- ・コミュニティバスの路線拡充・利便性向上を求める請願……………継続審査
- ・ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願……………不採択
- ・燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願……………継続審査
- ・後期高齢者医療制度の保険料の軽減を求める請願……………継続審査

9月定例会に提出された主な議案の内容は次のとおりです。

## 補正予算

☆一般会計 補正予算8億3,915万8千円を増額補正するものです。

この結果、平成20年度で予算額は、246億8,269万3千円になります。

主な歳出項目は、▽議会費：13万1千円▽総務費：5億8,413万4千円▽民生費：1億1,317万7

千円▽衛生費：1,527万円（減額）

▽農林水産業費：819万6千円▽商

工費：1,804万2千円▽土木費：

8,832万9千円▽消防費：538

万4千円▽教育費：2,506万7千

円▽災害復旧費：1,196万8千円

▽主な歳入項目は、▽地方交付税：

4,226万1千円▽分担金及び負担

金：172万7千円▽国庫支出金：2,

258万5千円▽県支出金：3,85

8万円▽寄附金：50万円▽繰入金：

1億7,560万5千円▽繰越金：7,

355万8千円▽諸収入：4億7,8

94万2千円▽市債：540万円

☆特別会計 国民健康保険：1億8,

674万円（減額）▽老人保健：2,

590万円▽農業集落排水事業：19

9万5千円▽介護保険：5,584万

6千円▽後期高齢者医療：30万8千

円

☆企業会計 病院事業：271万5千

円

病院事業：271万5千



| 平成19年度<br>決算審査特別委員会構成 |       |
|-----------------------|-------|
| 委員長                   | 中谷 和史 |
| 副委員長                  | 石橋 英和 |
| 委員                    | 岡 弘悟  |
|                       | 富岡 清彦 |
|                       | 清水 信弘 |
|                       | 岡本 昌次 |
|                       | 岩田 弘彦 |
|                       | 瀧 洋一  |
|                       | 楠本 知子 |

## 条例

### ☆橋本市ふるさと応援基金条例の制定

ふるさと納税制度関係法律の制定に伴い、「ふるさと橋本応援寄附金」の名称で寄附金を募集し、いただいた寄附金を適正に管理運用するため、条例を制定するものです。地方公共団体に寄附金を納めていただくと、一定の限度まで個人住民税や所得税が軽減されるようになります。

### ☆橋本市企業誘致対策基金条例の制定

全国的に企業立地活動が活発になる中、企業誘致用地の整備等を図り、企業誘致を円滑に進めるため、条例を制定するものです。

### ☆橋本市公共施設等管理基金条例の制定

宅地開発等により市に移管された道路や緑地といった公共施設等を維持管理するための必要な資金に充てるため、条例を制定するものです。

### ☆橋本市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

### ☆橋本市特別職報酬等審議会条例の一部改正

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正するものです。

## その他

### ☆市道の認定及び廃止

京奈和自動車道関連事業として建設された、南側道東家市脇線ほか17路線を新たに市道として認定するとともに、同事業に伴い、3路線を廃止するものです。

### ☆字の新設

橋本都市計画事業橋本隅田土地区画整理事業の換地処分予定区域及び隣接区域をもって行政区画としたいので、新たに「紀ノ光台」という字を新設するものです。



## 各委員会の付託事件及び議決結果

| 委員会名          | 件名  | 議決結果 |      |
|---------------|---|------|------|
|               |   | 委員会  | 本会議  |
| 総務委員会         | 議案第8号 橋本市ふるさと応援基金条例の制定について                  | 原案可決 | 原案可決 |
|               | 議案第13号 字の新設について                             | 原案可決 | 原案可決 |
|               | 請願第4号 コミュニティバスの路線拡充・利便性向上を求める請願について         | 継続審査 | 継続審査 |
| 経済建設委員会       | 議案第10号 橋本市公共施設等管理基金条例制定について                 | 原案可決 | 原案可決 |
|               | 議案第12号 市道の認定及び廃止について<br>認定18路線 廃止3路線        | 原案可決 | 原案可決 |
|               | 請願第7号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について              | 不採択  | 不採択  |
|               | 請願第8号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願について | 継続審査 | 継続審査 |
| 文教厚生委員会       | 請願第9号 後期高齢者医療制度の保険料の軽減を求める請願について            | 継続審査 | 継続審査 |
| 企業誘致対策調査特別委員会 | 議案第9号 橋本市企業誘致対策基金条例の制定について                  | 原案可決 | 原案可決 |

# 18人の議員が市政について質問

## 9月定例会・一般質問

一般質問は、執行機関に対して市の一般事務の執行状況や将来の方針などをたずねます。質問順は各会派の輪番制で、9月定例会は①民主クラブ②未来派クラブ③公明党議員団④刷新クラブ⑤未来21⑥日本共産党橋本市議員団⑦政和会、の順番で9月8日、9日、10日に行われました。主な質問と答弁の要旨は次のとおりです。

質問内容・答弁内容の詳細は、図書館・各地区公民館に配布している会議録、また橋本市議会インターネットホームページで公開しています。

### 危機管理体制について



瀧 洋一 議員

本年、

7月22日午前11

時半頃、柏原・

神野々・野・岸

上地区の約50

0世帯で水道水が濁る事故がありました。その際、市民への広報が不十分であったため、多くの市民から苦情が寄せられています。

この事故をもとに、本市の危機管理体制についてお尋ねします。

①この事故の際、市民への広報はどのようにされましたか。庁内への連絡状況はいかがでしたか。

②この種の事故は年間どれぐらい発生していますか。また、対応マニュアルは作成されていますか。

③現在、防災無線が配備されつつありますが、その活用方法についてお尋ねします。

④これまでにも多くの議員から危機管理室の創設について提案がありました。改めて必要性、実現性についてお尋ねします。

(1)総務部市民安全課の事務分掌と人員について

(2)市当局として、とらえられている「危機」の定義について

(3)危機管理に係る対応計画の整備状況について

(4)安心・安全のまちづくりを掲げら

れている木下市長の危機管理に対する強い想いと、市長直轄の危機管理室の創設について、お考えをお尋ねします。

### 答弁

①水道事故の広報については、より正確な情報をお伝えする必要があることから、ある程度状況を見極めたうえで広報車2台を出し広報を行いました。庁内への連絡状況については、事故発生時点では部内のみで対応出来るものと判断し、各部署には連絡しておりません。

②配水管本管の破損事故については、昨年度で22件発生しました。また、対応マニュアルについては、一報から一連の体制を整備し対応に当たっておりますが今回を教訓に再度内容等について精査していきます。

③今回の事態は、市民への緊急放送に該当すると思われ、防災行政無線の本格運用が開始された後に、同様の事態が生じた場合には緊急放送により付近住民の皆さんへ周知したく考えています。

④(1)市民安全課は、安全係と市民協働係の二つの係があります。安全係は、係長以下4名で、主に危機管理や防災と災害対策に関する、交通や地域安全に関する業務を、また市民協働係は係長以下2名で、市民協働と消費生活に関する業務を取り扱っております。課の人員は、課長、課長補佐、主任ほか6名の職員で合計9名の体制となっております。

(2)本市における「危機」の定義は、市民の生命及び財産に影響の大きい地震などの自然災害、テロなどの緊急対処事態、重大事件、感染症などの事象と考えています。

(3)危機管理に係る対応計画は、橋本市地域防災計画、橋本市国民保護計画を整備しています。

(4)市長直轄の危機管理室の創設は、見送らせていただきます。防災対策などの危機管理の対応は、防災行政無線の整備など総務部市民安全課が中心となります。

### 他の質問

枠配分型予算について

### 橋本都市計画事業中心市街地第2地区土地区画整理事業の進捗状況と今後について

辻本 勉 議員



質問 ①工事の進捗状況と先行区域の完成見通しについて

②幹線道路となる都市計画道路古佐田橋本線の全面開通の時期について

③本事業の平成19年度末までの事業費について

国庫補助金等と市負担額(起債、一般財源)、また、補償費、工事費、人件費に区分して

④「休止区域」の検討、整備方針の決定は、当初計画どおり進めることがで

さるのか。

⑤対象区域（第一地区全体）住民と議会への説明について

**答弁** 平成8年12月に事業認可、13年度より仮換地指定を順次行い、建物移転が完了した区域から工事着手しています。全体を先行区域と休止区域に分け、さらに先行区域は7つのゾーンに分けて整備を進めています。2つのゾーンの工事が完成、残りのゾーンについても24年度末の工事完成を目指しています。幹線道路である古佐田橋本線は早期整備の方針を掲げていますが、面整備と平行して工事を進める区画整理事業であり、24年度末までに全線開通させるべく努力します。

8年度から19年度までの事業費は7億3,100万円です。主な内訳は工事費3億2,900万円、補償費53億7,200万円、財源は、国庫支出金11億7,100万円、国が負担する公共施設管理者負担金9億8,600万円、一般財源43億9,900万円です。休止区域については、「21年度より検討を行い、24年度までに整備方針を出す予定であるが、財政状況によっては中止の判断をせざるを得ない可能性も含む」としています。予定どおり来年度から検討作業に着手します。

事業の成否は住民の理解と協力にかかっており、関係住民への情報提供はもちろんのこと、議会へも適時適切に報告、説明をしていきます。

**他の質問** 運動公園及び県立体育館

利用者（特に学生や青少年団体）の宿泊施設として、郷土の森学習体験棟の活用並びに、周辺地への宿泊棟及びキャンプサイトの建設について、また、体験棟の現状について

## 都賀川事故に学ぶもの

清水 信弘 議員



7月28日、神戸市の

都賀川で子供3人を含む4名が、続く8月5

日、東京都下の下水道で工事業者5名が、いずれも異常な局所的豪雨で亡くなりました。記録的な豪雨というのが、この手のニュースの常套句となつてしまいましたが、そんな折でもあり、わが橋本市でも「そのような事態が何時起きても」の備えは大丈夫かをお聞きいたします。

①本市の都市河川、水路等で豪雨増水時に、どの地区が危険で災害が発生する恐れがあるのか。それを想定した水害想定マップがあつて、異常な雨量があつたときには、それにそつて迅速に対応できる準備が資材、人員共に整備されているのか。

旧高野口町では担当課において水害想定マップはあつたと思う。さらに災害時、重要河川、水路に対し、排水ポンプ位置、防災用具保管場所が明記されており、災害発生時にはその状況が

だれでも把握できる仕組みとなつていた。それが新市に引き継がれていると思うが、さらに新市全域のものとして整理されているのか。

②都賀川では、岸にたどり着けたとしても、護岸は自然石を平滑にしたものをコンクリートで固め、その岸辺につかめるものはない。階段は200メートル毎に流れに対し逆方向に設置されており、流れながら這い登るのは難しいと思う。

本市の都市河川に限らず、いわゆる溝も豪雨時にもし落ち込んだとしたら、掴むものはなく、ほぼ流されるままになつてしまうと思う。要所要所に手すりのようなものの設置が必要ではないか。

③都賀川では、事故現場上流約100メートルの公園に河川の監視カメラが設置されていた。その機能も果たせないほどの異常に早い増水であつたらしいが、本市にそのような監視カメラの必要な河川はないのか。また現在の防災無線で流域全体の異常の緊急性を伝えることは可能か。

④溝は開渠の部分から、いきなり暗渠となつて、それがいずれも結構長い。増水時にその暗渠の付近で誤つて落ち暗渠に飲み込まれたとして、助かる術はあるのか。高野口ではその部分にはすべて水中柵が設けられ暗渠にのまれる心配はなかつた。新市ではどうか。

**答弁** ①水害想定マップにつきましては旧高野口町で作成した「防災マッ

プ」を新市に引き継ぎ災害に備えています。今後、市内全域を対象とした新たな「防災ハザードマップ」を作成する予定であり、紀ノ川流域を中心とした浸水想定区域や、拠点避難場所などの災害発生時に必要な情報を掲載し、市民の皆さんに周知することで、「災害に強いまちづくり」に取り組んでいきます。

また、災害時の職員体制については、「橋本市地域防災計画」に定めております。

排水ポンプについてですが、低水地水路対応には7箇所、紀ノ川樋門の閉鎖時の対応は3箇所、樋門の閉鎖情報をもとに堤防内水面の上昇に備えております。

②階段・手摺につきましては、河川法の工作物設置許可基準により、川表側に流れを阻害するような斜路・階段等は設置しないこととなっております。

③監視カメラの必要な河川については、必要と思われる親水護岸機能を備えた市管理河川はありません。県管理河川については、伊都振興局に対し検討して頂くよう要望していきます。

防災行政無線の本格運用が開始されれば、河川が異常に増水して危険な状態となつているときは、河川流域付近に設置された屋外拡声子局より周辺地域の住民に緊急放送により危険を周知することは可能です。なお、明確な運用指針につきましては、早急に策定する予定です。

④増水時の水路暗渠部に誤って落ちた場合についてですが、そのほとんどが農用水路を兼ねており、暗渠部分のスクリーンはゴミ・草等による閉塞の防止を主目的として設置してあります。今後も危険と思われる箇所を調査し、地元関係者とも協議しながら可能な箇所から進めていきます。

**他の質問** 地に着いた国際交流、当地に生活する外国人に支援を

## 生活排水処理について

中西 峰雄 議員



**質問** ①公共下水道を主とする生活排水処理基本計画が平成

20年3月に策定されました。基本目標の達成の見込み、特に公共下水道の整備について、中間年度の平成23年度供用人口3万1,490人(総人口の45.9%)、最終目標年度の平成28年度に3万5,780人(同53.2%)の達成見込みについてお尋ねする。

②たとえ達成できるとしても、最終年度の28年度で1万7,335人(総人口の25.8%)が公共下水道の恩恵を受けられない。同じように税金を払いながら、下水道整備地域の住民が1軒当たり約300万円以上の公共投資の恩恵を受け、河南地域を含めそうでない地域の住民が置き去りになるのは

行政の公平性という点から問題である。このことについて市はどう考えるのか。③一般的に公共下水道・流域下水道事業はBYC(費用対効果)が悪く、事業期間も長期にわたる。そこで全国的に下水道整備に併せて、自治体の費用・施行による浄化槽整備を進めている自治体が多数ある。

環境省の浄化槽市町村整備推進事業です。事業費の3分の1が国庫補助、受益者負担1割、残りは100%起債対象で、かつ50%が交付税算入措置されるため、市の負担は軽く、かつ現金なしでできる事業です。

富田林市がPFIで取り組んでいる事例を紹介する。事業に要する費用は5人槽で72万円弱、7人槽で80万円弱、そのうち1割の7万2,000円、8万円が住民負担。市の負担は住民負担を引いた金額であり、1軒当たり65万円から72万円。下水道の300万円、農業集落排水の700万円とは比較にならないくらい低廉だ。また、進捗率も18年1月から始めて70%と非常に優れている。

生活排水処理のための整備費用と期間を大幅に圧縮し、できる限り住民の公平を保つために、この事業を取り入れて計画を見直すことを提言する。

④高度処理浄化槽について  
合併浄化槽の処理水は、基本的に公共下水道と同等の水質まで浄化される。しかし下水道も合併浄化槽も残念ながら窒素とリンはあまり除去されない。

下水は終末処理場から直接紀ノ川に放流されるため目につかないが、合併浄化槽は用水路・ため池等に排出されるため、そこが富栄養化し藻類が繁茂することになる。

この問題に対処し良好な水環境を保全することのできる高度処理浄化槽とDが半分、窒素もリンも約3分の1にまで低減できるという優れたものであり、下水の処理水よりもきれいにできる。欠点は従来品と比べて高価なことだ。

茨城県では、霞ヶ浦流域の市町村に高度処理浄化槽しか設置できないように条例化している。また、千葉県市川市も高度処理浄化槽にしか補助金を出さないよう要綱で決めている。

その他、上乗せ補助をしている自治体もある。千葉県の多くの市、東京都青梅市・静岡県浜松市(一部地域)・愛知県安城市・愛知県碧南市・三重県志摩市・岐阜県美濃加茂市・熊本市・鹿児島県指宿市(一部地域)、また神奈川県・埼玉県・広島県・兵庫県などは県として上乗せしている。

私は、将来的に高度処理型が一般化していくべきであり、また恐らくそうなるであろうと考え、以下提言する。

下水道普及率が極めて低く、また地形的特質から整備に多額の費用を要する和歌山県に対し、県の下水道整備計画を見直し、下水道整備と併せて、上乗せ補助等、高度処理浄化槽による生活排水処理の整備を進め、良好な水環

境の保全に努めるよう求めること。

紀ノ川の水質改善のため、紀ノ川・吉野川流域市町村の研究会を立ち上げ、普及促進の主導的役割を果たすよう県に求めること。

市条例、または要綱で高度処理浄化槽にしか補助を出さないようにすること。

**答弁** 生活排水処理基本計画における基本目標の達成見込みにつきまして、北部開発団地の接続及び認可区域内の整備に加え、既整備地区における未接続者への啓発等を実施することで、目標達成は可能と考えております。

次に、公平性確保についてであります。ご提言の浄化槽市町村整備推進事業は、事業期間も大幅に短縮できるなど、住民への受益性の向上が期待できるものと思っております。ご提言の整備手法も視野に入れながら、全市民が公平に出来るだけ早く汚水処理施設の恩恵が受けられるような整備手法について、調査検討を行ってまいります。

次に、紀ノ川の水質改善のための研究会の立ち上げにつきましては、類似組織として「紀ノ川水質汚濁防止連絡協議会」があり、本市もこの協議会に建設・市民・上下水道の3部門が連携して参加しています。

高度処理型合併浄化槽の設置促進についてお答えします。

現在本市では、国及び県の補助金交付要綱に基づき補助金を交付してまいります。

国においては高度処理型合併浄化槽設置の補助制度がありますが、議員ご指摘のとおり従来の合併浄化槽に比べ高価であり、高度処理型合併浄化槽に限定いたしますと、設置者に設置費用の負担増を強いことになります。

現在、県では交付要綱の見直しを検討されていますので、県の動向を見ながら今後の検討課題とさせていただきますと思いますので、ご理解の程よろしくお願いします。

**他の質問** ジェネリック医薬品（後発医薬品）について▽入札制度、特に市内業者の定義について

## 再度、市長が従来どおり各委員会へ出席することを求める

松浦 健次 議員



1. 市長は議会に対し、主に、トップとしての最大公約数を求めること及び、多忙を理由に各委員会への出席を『市長が求めた場合』、『各委員会が求めた場合』に限ることを要請し、議会運営委員会がこれを了承した。

2. (イ)しかし、「トップとしての最大公約数を求める」との意味が不明である。また、市長が各委員会に出席して、市当局と市民の代弁者である議員との丁々発止のやりとりを直接肌で感じて認識することが、何故に「トップとし

ての最大公約数を求める」とことと相容れないのか。

(ロ)また、各委員会への出席といっても、3カ月間に合計わずか6時間にすぎない。しかも、各委員会の日程は、市長の予定にも十分配慮した上で、2カ月以上前に決定するため、「忙しいから委員会には出席しない」という理由には納得できない。

(ハ)さらに、市長は「委員会は本会議の予備的・下審的な性質を有する」とも説明している。しかし、各委員会と決定されたことは、ほとんど全部、本会議で可決されている。つまり、実質的には委員会ではほとんどすべてが決定されているということになる。その実質的な議論の場に、議案の提案者であり、最高責任者である市長が不在でよいというのでは、市長も議会もその職責を果たせないのではないか。

(ニ)その上、市長は「自分は出席しなくても、出席した職員からの報告を受ければ足りる」と答弁している。しかし、報告する副市長以下の幹部職員も人の子であり、自分たちの都合なこと（つまり、評価が下がったり、仕事ができなくなったりする事柄）は、そのままというより、小さな、少なめに報告する傾向があることは否定できない。また、何を外し、何を強調し、どのように報告するかは、副市長以下、報告するものの価値基準や好みによって判断されることも避けがたい事実ある。しかし、長く役人生活を送ってきた者

と選挙をくぐってきた政治家としては、価値観・感性が異なる場合も少なくないのである。したがって、報告者（いわゆるお役所）の価値基準というフルイにかけられた報告と、議員の生の発言とを同列に置く市長の態度は、議員の発言を軽んずるものであり、議員軽視、議会軽視と言わざるを得ない。換言すれば、半目隠しをされた状態でしか、市長に議員の意見や委員会の情報が届かない状況では、市長も議会も市民に対する責任を果たせないのではないかとあります。

(ホ)なお、「県下では大半の市長も各委員会に出していないから、木下市長も出ない」との市当局の説明は、お役所的な横並び・ことなかれ主義そのものの発想で寂しい限りである。

3. この問題は、本市議会が真に市民の代弁者として十分に機能し得るかの問題であり、その重要性を十分に認識、ご理解いただきたい。

**答弁** 6月定例会市議会におきまして、ご質問をお受けし、答弁を申し上げたところですが、その答弁と何ら変わってございません。常任委員長から出席の要請がございましたら、あるいは私から必要と判断したときには、委員長に申し出て出席をしてみたい、そう考えております。

(6月定例会市議会答弁抜粋)  
議会は、普通地方公共団体の意思決定機関であり、各常任委員会は議会の内部的な機関として、本会議の予備的、

下審的な性質を有するものであります。その目的は、議会として意思決定をするにあたり、専門化、技術化する審議内容を合理的かつ効率的に調査・研究し、詳細にわたり審議するため、業務内容を熟知している担当部課長と全権を委ねる副市長が出席していることから、常任委員会自体の機能を決して損ねるものではないと考えています。

また、委員各位の貴重なご意見やお聞き取りを行うなど、委員会の状況を十分に把握するよう努めております。

このことにつきましては、議会運営委員会でご協議のうえ、ご了承いただいております。

なお、県下各市の状況につきまして、岩出市以外はほぼ本市と同様の状況となっております。

大きな厳しい荒波の中での改革があり、今、重要になってきている開発公社の土地の問題や企業誘致等をどうしていくかがあり、やはりトップとしての最大公約数を求めたいということがあります。

**他の質問** 詐欺事件の職員に対する退職金の満額支払いについて▽生ごみ堆肥化事業の展望と収支について



## 行政評価について本市は 今後どのように考えるのか

上久保 修 議員



### 質問

① 行政評価とは、行政の行っている様々な仕事がある費用に見合うだけの効果を出しているのか、無駄や重複になっている部分はないのか、特定の受益者にかたよっていないのか、あらゆる視点で改善していく取り組みと考えます。そこで、本市は「橋本市集中改革プラン」の中でも大きな柱として、平成18年度から「行政評価システム」を導入されました。本システムの導入により、市民が納得し指標反映され、今後の施策にいかされるであろうと、私も期待していますが、必ずしも期待通りの結果を得られているとは限りません。他の自治体では、市民の期待通り、有効に機能されていない所もあるように聞いています。本市は、行政評価システム導入後の現時点の結果と評価について、分析表なるものを示しているが、市民の皆様ほどの程度理解していただいているのか、当局はどう考えているのか。

② 「行政評価システム」を導入し、本市は今後何を目指し、どのような行政を考えているのか。例えば、限られた資源（人材・物資・財源・時間）を有効活用、市民への説明責任を果たし、

市民の皆様との情報共有、職員の意識改革を図るのは当然として、行政内部の情報共有し組織の改革に努めるなど、いろいろ考えられるが、どのように考えているのかお聞きします。

③ 市の様々な取り組みと事業について、目的を明確にし「行政評価」の実績や成果を数値で表し、本市の現状を把握して、前年度の事後評価を受けて、新年度に向けてどのような方針で施策を進めるのか。また、今後の改善に向けた検討内容や方向性について、市民への公表も含めた考えはあるのかお聞きします。

④ 最近、三浦市や三条市・八女市など多くの自治体では、財政状況が厳しい中、市が取り組む施策や事業の是非について、市民の皆様に見解を求め参考とするため、「市民納得度調査」を始めています。

そこで提案ですが、本市も今後の財政問題を考えるのであれば、一つの指標とするために取り組んではどうか。また、他市では、独自に「行政評価のホームページ」を作成しご意見やお問い合わせをいただくよう取り組んでいるが、この点についても考えをお聞きします。

### 答弁

本市行政評価システムは、平成18年度に橋本市行政評価システム基本方針を策定し、平成19年度に施行実施、そして、本年度は平成19年度事務事業を対象とした評価を本格実施しています。今後は、行政評価システムを

通じて行政資源と呼ばれる「ヒト・モノ・カネ」を効果的かつ効率的に配分活用した総合的な経営システムの構築を目指します。そして、その基礎となる事務事業評価の確立を最優先課題として取り組み、次の実施目標である政策評価の早期実現を目指し、一歩ずつ着実にその成果を確認しながら取り組みたいと考えています。

市民納得度調査については、本市施策の方向性を決定する上で、重要な効果的のものであり、市民の皆様の見等を市政に反映させることのできる行政運営を目指すためにも、市民満足度調査の実施時期を検討し、効果的な活用を行いたいと考えています。

行政評価のホームページの作成については、本年度の事務事業評価の結果の公表に合わせて開設し、市民の皆様に分かり易く公表して参りたいと考えています。

他の質問 「地方再生対策費」の使途について▽学校施設の耐震化について

## 子どもを安心して産み育て ることができる環境整備を

楠本 知子 議員



### 質問

① 第1、第2子の妊婦健診の公費負担の拡大について

② 第3子以降の妊婦健診の費用の支払方法の改善策について

③ マタニティマークの推進について

④ 妊婦健診項目にヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）の抗体検査の導入について

⑤ あかちゃんを連れて気軽に外出できる「赤ちゃんの駅」設置について

### 答弁

妊婦健診については、現在妊娠前期に1回、後期に1回の計2回について公費負担を実施しており、平成20年度より新たに、第3子以降の妊娠に係る妊婦健康審査費用の助成にも取り組んでいるところでございますが、平成21年度よりは、2回から5回へ公費負担を拡充させていきたいと考えています。

第3子以降の妊婦健診費用の支払い方法については、現状でお願い致します。

次に、「マタニティマーク」については、母子手帳交付時に、全ての妊婦さんにステッカーを配布し、バッグ等に貼付して、周囲の人に妊産婦であることをアピールして頂けるようにし



ております。マタニティ駐車場については、保健福祉センターの建設を待って、検討していきたいと思っております。

ヒトT細胞白血病ウイルス1型の抗体検査については、市内で行っている妊婦健診では既に導入されております。

続いて、「赤ちゃんの駅」の設置についての質問ですが、赤ちゃん連れのお母さんが安心して外出できるようなという趣旨については、大いに賛同するところですが、授乳については清潔なお湯の確保等安全面についての確認が必要となりますので、現段階では先進市の取り組みの動向を見守っていただきたいと考えております。

## 近年、億単位で処理されている不納欠損額と、16億円を超える収入未済額について



岡 弘悟 議員

**質問** ①「払えるが払う意思がない方」と「払う意思があるが払えない方」と

の区別は、どのような方法で行い、現在、どの程度把握されているのか。

②平成18年度と平成19年度の不納欠損額を比較すると、約70%増加していますが、理由として考えられるものは何でしょうか。更に負担金及び手数料の収入未済額も増加傾向にあります。その理由として考えられるものは何で

でしょうか。

③16億円を超える収入未済額を発生させた過去の徴収体制と、現在の徴収体制の相違は何でしょうか。また、現在の徴収体制での成果を具体的に教えてください。

④国民健康保険税の収納率が92%を下回る本市は、交付金に対し5%のペナルティ（2,700万円）を課せられています。早急に改善すべき問題と思いますが、現在、改善に向けての施策は行われているのでしょうか。

⑤現在の各部署が徴収、回収を行う分割型のシステムではなく、一括型のシステム構築が必要と思いますが、いかがでしょうか。

### 答弁

市税の滞納者約4,700人に対し、順次、催告書により自主納付を促しています。並行して、完納に至らない者に対し、財産などを調査のうえ市が支払能力の有無を判断し、法に基づく滞納処分を行っており、支払いに対する意思は把握いたしております。市税の不納欠損は、口頭の約束のみで書面がない等、債権の立証が困難と考えられるものについて、不納欠損処理をしたため金額が大きくなりました。市税の徴収を取り巻く環境の変化に対応した新たな方針による徴収の強化として、職員の意識改革、能力向上に取り組み、担当職員3名の増員、業務の方法や体制の見直しを行いました。市営住宅使用料の滞納整理は2名の担当職員を配置し、電話督促や督促状・

催告状を送付し、訪宅・夜間徴収等を実施しています。悪質滞納者には法的措置を執りながら滞納解消に努めます。国民健康保険税は、期間を定めた賦課・徴収担当課合同の徴収特別対策を実施しました。今後も、他の税金の徴収強化方針に準じ、賦課・徴収担当課の連絡・連携を密にして徴収率の向上に取り組めます。

徴収業務の一括型システムは他市の状況も参考にし、本市の実状に沿った効率的なシステムを考えます。

## 防災無線の今後の

### 利用方法について



平林 崇行 議員

### 質問

①防災無線の建設も着々と進み、市内にも数多く建てられ、試験放送も始まりました。市民の皆様の反響はいかがですか。

②市民の皆様から、利用に関し、いろいろ要求があると聞いていますが、どのようなものがありますか。また、要求について、どのように応えていきますか。

### 答弁

橋本市防災行政無線は、3億3,075万円で契約を行い平成19年度から20年度の2カ年で工事を行っております。平成19年度で工事が完了した55箇所の外外拡声子局で、今年7月

から試験放送を開始し現在まで約2ヶ月経過し、多数のご意見を頂きました。その多くは「女性のアナウンスの内容が不明瞭で分かりにくい」、「音声やチャイム、ミュージックの音が小さく聞こえにくい」というご意見の一方、「放送がうるさい」とのご意見も頂いております。ただし本年9月からは、今年度で設置工事が完了した64箇所を追加し、合計119箇所の子局で、より明確なアナウンス試験放送が可能となり、放送区域が広がることで、放送が聞こえないエリアの解消になると考えております。正午と夕方のチャイムは、子供の帰宅時刻の目安となり自治会でも評判が良いとのご意見も頂き、市民の皆様への関心の高さを感じております。また、放送内容に関する市民のご意見には、行政放送や地域コミュニティ放送に関する要望が多くあります。たとえば、「地域での行事やイベント案内を放送してほしい」、「選挙時に投票を促す放送をすればどうか」などのご意見を頂いております。放送内容につきましては、庁内運用検討委員会を開催し運用方針を決定した後、本格運用を開始する予定であります。

### 他の質問

将来の合併問題について



## わかりやすい「市民目線」

### の情報を

岩田 弘彦 議員



①「市民目線」で、わかりやすい財政

の情報公開を  
今議会上程

されている19年度決算において、実質収支額は黒字決算となっているが、貯金を取り崩しての黒字である。

市の広報への決算報告の掲載については、提案して以来、「一般家庭の家計に例えてみる」との方法により実施していただいています。

今回より、さらに積極的に、合併当初年度からの比較、借金（起債）貯金（基金）の推移も住民一人当たり額にて同じようにわかりやすく、また、類似市との比較を含め、掲載して頂きたい。公営企業会計（特に病院事業会計）についても行って頂きたい。

②わかりやすい・使いやすい「市民目線」のホームページを

人生のさまざまな節目に市役所は大きな関わりをもっていることから、ちよつぱり「人生ゲーム」風に届け出・申請・サービスなどについて、「こんなときには、手続き・サービス早見表」をトップページにつくっている市がある。そこから入り、「結婚したときは」「めでたく妊娠したときは」「赤ちゃんが生まれたら」「毎日一生懸命育児を

しているときは」「保育園幼稚園に入るときは」などをクリックするとその項目関連の色々な情報が出てくる仕組みになっている。

とてもわかりやすく親切である。本市も、組み入れてはどうか。

③市民病院のバス停に、利用者目線の「親切案内看板」を

市民病院のバス停には、路線バス・送迎バス・コミュニティバス等が集中しており、それぞれ詳しい路線図・時刻表はあるものの、悩んでおられる方をよく見かけます。

「なになに地区へお帰りの方・いかれる方は、何時何分のこのバスが便利です」や「こんな方法があります」など、利用者目線の親切案内看板を設置してはどうか。

**答弁** ①平成19年度における一般会計の決算において、実質収支は、黒字決算となっていますが、ご指摘のとおり、財政調整基金や減債基金合わせて5億4千万円を取り崩しての黒字であります。

市広報への決算報告については、厳しい財政の現状を市民の皆様には正確かつ、わかりやすく伝えるために、今後とも引き続き一般家庭の家計に例え掲載するとともに、限られたスペースの中ではあるが、議員お質しのように合併初年度からの比較や類似市との比較、ならびに住民一人当たりの市債、基金残高なども工夫して掲載します。

病院事業会計では、一般会計（現金

主義）に対し、公営企業会計（発生主義会計方式）をとっていることから、直ちに一般会計と同様の家計簿に置き換えた指標を示すことは困難と考えますが、民間病院との差異や企業債残高などわかりやすい記事を病院だよりにおいて掲載していきます。

②本市のホームページについては、結婚・妊娠・出産などライフイベントごとの「入り口」がわかりにくい、また関連情報が少ないなどのご指摘を頂いています。

議員のお質しをふまえ、今後、現行システムにおいて積極的に工夫・改良するとともに、新システムの導入も視野にいれ、市民の皆さんが見やすく利用しやすいホームページの作成に取り組みます。

③現在、市民病院のバス停には、路線バス・送迎バス・コミュニティバスが乗り入れており、路線図・時刻表が同じ箇所各々貼られている現状にあります。

今後の対策として、一目で「どのバスに乗れば早く目的地に着くのか」解り易い時刻表や路線図についても3路線が一つとなった看板を設置できるよう考案していきます。

**他の質問** ひと・自然・歴史が調和する「職住近接型のまちづくり」を目指す橋本市として、南海高野線の橋本（難波間の時間短縮について



現在の市民病院バス停案内看板

## 職員研修について

中本 正人 議員



多様化する市民ニーズに即応するため、自治体職員一人ひとりの

の意欲と能力の向上が必須であります。職員の自己啓発意欲こそが職場環境を活性化させ、職員一人ひとりの「気づき」を促すよう、研修を通じて意識改革を進めていただきたいと思えます。

本市はどのような職員研修を行っているのか。また、人材育成につながる職員研修をどのように考えているのか。職員研修をどのように行っているのか。**答弁** 職員研修については、橋本市職員研修規程に基づき、積極的に実施致しています。

平成19年度には、派遣研修として、和歌山県市町村職員研修協議会主催の

研修27回に延べ147名を参加させています。経験年数や職階に応じて職員を限定して参加させる一般研修と個々のニーズに応じて参加させる専門研修があります。

滋賀県の全国市町村国際文化研修所では、職員が担当する事務に必要な専門的知識や技能を向上させる研修が実施されており、11件の研修に14名を参加させています。

職場研修については、集合研修として人権研修、地方自治体の危機管理術研修を開催したほか、職階毎に研修テーマを変えた職員基本研修を延べ16日間開催しています。

橋本市職員人材育成基本方針では、求められる人材を市民の負託に応える強い使命感と感性豊かな人間性を持ち、自ら考え、行動し、交流する意欲ある人材としており、このため研修制度の充実や職員の意識改革が重要であるとされています。

本年度も、昨年と同様の研修を実施しますが、財政状況の厳しさと日々の職務に忙殺される中では、これ以上に派遣研修や集合研修を増やしていくことも困難であり、今後は、研修に対するニーズや満足度を把握し、研修を計画、実施するとともに、職場研修推進員による所属職場内研修の充実や、eラーニング研修の導入等を検討いたします。

**他の質問** 本市から市民各世帯（個人）への郵送物について

## 子育て支援の二環としての「学童保育」について

土井 裕美子 議員



**質問** 学童保育というとまだ何か特別な場所のような印象をうける方もある

かも知れませんが、「女性は家にいて、男性は外で働く」といった固定概念は過去のものとなり、今や女性の社会進出はめざましく、それに伴い、働く保護者が安心して子どもを預けられる学童保育は重要な役割を担う存在となっています。

2008年2月27日、厚生労働省は「新待機児童ゼロ作戦」を発表し、その中で学童保育の利用児童数を10年間で3倍に増やすなどの目標を定めました。また、6月27日には政府の経済財政政策の基本となる『骨太方針2008』が閣議決定され、働く女性を3年間で最大20万人増やす「新雇用戦略」及び、「総合的な少子化対策の推進」が示され、保育サービスや放課後対策等の子育て支援の拡充及び、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現を車の両輪として、少子化対策を行うとしています。厚生労働省だけでなく政府全体としてこのような方針を出し取り組んでいくことになりました。今年度の学童保育数は1万7,495箇所で前年と比べて827箇所

増えています。また、入所児童数は78万6,883人で昨年比4万2,000人増となりました。

このように、全国的にみても学童保育が必要とされていることがわかります。希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができ、その両立の難しさから仕事を辞めたり、出産をあきらめたりすることのないように、そのためには保育所から学童保育所への途切れない支援が必要となります。今回は子育て支援としての学童保育という観点からいくつか質問をさせていただきます。

- ① 子育て支援の一環として、本市は学童保育の位置づけをどのようにお考えですか。
- ② 大規模学童クラブである隅田学童について、国や県では二つに分割するよう指導し、県においては、来年度より大規模学童への補助金加算をなくす方針であるとのことですが、市当局としては来年度からはどのように対処されるおつもりかお尋ねします。
- ③ 国がこれから取り組んでいこうとしている少子化対策や仕事と家庭の両立支援としての学童保育として、2008年度より小規模校でも開設できるようにと入所児童数が10人からでも補助金の対象となりました。そこで、現在、学童保育所が開設されていない小学校の保護者に対して、学童保育所の必要性についてのアンケート等をとる計画はありますか。

④ 河南学童における恋野、清水小学校の子ども達のタクシー送迎についてお尋ねします。

⑤ 学童保育における障がい児の受け入れについて、どのようにお考えですか。

**答弁** ① 子育て支援の一環として学童保育の位置づけは、保育所の延長保育が定着されてきているところから今後ますます学童保育の需要が増すものと思われまます。子どもが安心して、放課後過ごせる居場所として学童保育所は、不可欠な事業と考えています。

② 隅田地区学童保育所については、隅田小学校はあやの台への入居が進むなか、児童数が急増し、平成20年度では79名となっています。国の指導で3年間の経過措置後、平成21年度を限りに、71人以上のクラブへの国庫補助金が廃止されます。隅田学童については、2分割して運営していく必要があります。国のハード面での補助金も整備されると聞いており、この機会を捉えて現状の改善を行いたいと思っております。

③ 10人の児童数であっても国の補助金が交付されるようになっていきます。該当クラブとは協議していきたいと思っております。未設置小学校の保護者に対するアンケートについては実施したいと思っております。

④ 河南学童保育のタクシー送迎の補助については、困難な状況です。

⑤ 障がい児の受け入れについては、補助金が得られるようクラブと十分協議し、国に申請をしていきます。

**他の質問** (仮称) 子育て支援課設置にむけての進捗状況について

## 商工業者の支援対策について

井上 勝彦 議員



**質問** 中小零細の商工業者は、先細り状態にあり、不況にあえいでいます。行

政として、地場産業育成の観点からも具体的な支援策があるのかお聞きしたい。また、近く開かれる臨時国会では、強力な中小企業の不況対策が打ち出されるようでありませう。これに伴い、市はその受け皿として、支援策の内容把握はもとより、広報、斡旋など積極的な対応が求められますが、これらの諸準備を含め、市としての対応方法等をお示し願いたい。

また、小売店の郊外型、大型化により、既存の小売店の客離れが著しい一方で、高齢化や燃料高騰により、近くの店舗が見直されようとしています。これらの支援策は考えていますか。

**答弁** 本市の中小企業者支援対策としては、橋本市中小企業信用保証料補助金制度で、県の特定の融資制度を利用した方を対象に特定の条件を満たす場合、信用保証料の2分の1または10万円どちらか低い額を補助いたします。また、橋本市商工業活性化資金融資利子補給補助金制度は、国民生活金融公

庫の経営改善資金貸し付けを利用した方を対象に、特定の条件を満たす場合、融資利率の1.0%を返済開始月から36ヶ月以内で補助する制度であります。地場産業支援施策として、優れた技術の発信や後継者の育成を図るため紀州織維工業協同組合、紀州製竿組合、橋本製材協同組合に補助を行っています。

次に商工振興対策支援施策として、橋本商工会議所・高野口町商工会・橋本市商店街連合会に補助を行い、経営診断や経営指導の強化等により育成支援に努めています。次に、国の中小企業者対策については、緊急総合対策の補正予算が、次の臨時国会で上程される方針との情報を得ています。この制度が施行されれば、橋本商工会議所・高野口町商工会と連携し、中小企業者の皆様にいち早く、情報の発信をしてまいります。

次に空き店舗を利用した地域密着型の小売り店舗の活用方法につきまして、高齢者や障がい者に優しい中心市街地への施設誘導が見直されており、今後更に橋本商工会議所・高野口町商工会等と連携を強化し後継者の育成や情報交換等により商店街の活性化や業者の育成支援に努めたいと考えております。

**他の質問** 行政改革に伴う民営化可能な事業について▽地産地消の推進と展望ある農業施策について▽地域ネットワークによる高齢者福祉の推進について▽幼保一元化など教育等再編の問題

点について



## 保育園、幼稚園、小学校、中学校の地震対策を問う

富岡 清彦 議員



**質問** 本年5月、中国・四川省で発生した大規模な地震によって、報道

によれば約8万人もの尊い命が奪われ、約1万人が行方不明になる大惨事となった。私が、この震災で特に心が痛んだことは、多くの小・中学校が倒壊し、震災時授業中であったことと相まって、多数の児童・生徒の命が奪われる結果となったことです。

日本政府は、この大規模な痛ましい事態を受けて、本格的・抜本的な地震対策を小・中学校で実施する決断をし、そのために必要な法改正もすで行われた。

そこで以下4点について問う。  
①政府が行った今回の法改正で、地震対策に必要な経費、自治体の負担はど

う変わったのか。橋本市も地震対策の必要性は十分に認識しながら、今日、一棟も改修出来ていない実態にある。早急に改修すべきと考える。

②市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校の耐震診断結果を具体的に問う。  
③耐震対策、具体的改修計画を問う。特に危険な施設は市民に公表し、早急に改修すること、事前に地震対策訓練など)を特別に実施する必要がある。  
④補正予算、また、来年度予算での対応など、2年間をめどに、市内の全保育・教育施設の耐震対策の実施を求めらる。

**答弁** 保育園の耐震診断は、現時点では未実施である。今後の耐震診断は、公立保育園15園のうち、昭和56年以降に建設された2園と高野口こども園開園に伴い、閉園となる4園を併せた6園は耐震診断の計画から除外している。また高野口こども園除く第1次こども園構想で改修予定の保育園と第1次こども園対象外保育園は、平成21年度より順次、計画的に耐震診断に取り組み考えである。

次に各保育園における地震対策を含む訓練は、園児の安全対策を図る上で、保育園ごとに毎月火災や地震を想定した避難訓練を実施し、地震訓練は、平成19年度では、全ての保育園で、年2回から5回の避難訓練を実施している。  
地震防災緊急事業5箇年計画(平成18年度(平成22年度)に基づいて実施される耐震補強工事は、従来国庫補助

## 消防広域化について

阪本 久代 議員



質問 県消防広域化推進計画では、現在17ある消防本部を平成24年度末まで

率が2分の1で、実質的な地方負担は事業費の31.25%でした。今回の法改正により13.3%となり、自治体の負担の軽減が図られました。本市では構造耐震指標I S値が低い学校より順次耐震補強工事を行い、平成24年度で終了するよう計画を作成しました。

園・小中学校の防災訓練はすべての学校において実施していますが、学校だけでなく地域と連携した防災訓練を計画的に実施していきたい。また、耐震診断結果の公表につきましては、今回の法改正で公表を義務づけられていますので公表をします。耐震化を早急に進めるべく、この度の9月定例市議会に補正予算で応其小学校の耐震補強工事設計委託料や隅田小学校耐力度調査費用を計上しています。構造耐震指標I S値の低い建物の補強工事を最優先に平成24年度までの5ヶ年で補強するよう計画をしています。

他の質問 高校入試・2段階入試制度は廃止すべき



に5つの消防本部に統合するとなっております。本市は、伊都郡、紀の川市、岩出市、海草郡と同じブロックとなります。

①広域化により、出勤から放水開始までの時間が長くなるのではないかと。②広域化により、人員、消防車の配置が減るのではないかと。③広域化よりも現在の消防の充実が大事ではないかと。

答弁 消防広域化につきましては、平成18年6月消防組織法の一部改正により「市町村の消防広域化」として新たな一章が加えられました。本市や小規模消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理、財政運営面での厳しさなど消防体制として十分ではありません。

これらの諸問題解決に向け、より良い住民サービス向上に広域化が必要で、和歌山県の広域化推進計画は、橋本市は那賀消防組合、伊都消防組合、高野町、紀美野町との5消防本部での計画が示されました。広域化が実現しなくても橋本消防署として残りますので出

動体制、現場活動には支障はなく、むしろ第2出動や応援体制の充実強化が図られ、また、広域化により総務、予防、通信指令部門の効率化で現場活動要員が補強され、署所数も減少しますので現在より対応力が低下することはありません。

現在の消防の充実につきましては、消防力の整備指針に照らしましても、充足率は不十分ですので、仮称北署設置計画に合わせまして、職員、車両の増強を図りたいと思います。

他の質問 妊婦健診について

## 商業振興及び地域経済活性化のための観光施策について、お伺いいたします

中谷 和史 議員



質問 「やどり青少年旅行村」整備事業やホテル「ルートイン」の進出など

どの周辺状況が整いつつある中で、商業振興及び地域経済活性化の観点から、観光客やレジャー集客の施策をどのように考えられているのか。「道の駅構想」「ウォーターフロントとしての紀ノ川の利用」「観光資源の宝庫としての九度山町」についても、将来の本市を考えると大変重要であると考えますが、基本的な姿勢・施策についてお伺いいたします。

答弁

橋本市では、世界遺産・高野山、九度山への交通の通過点にならないよう「橋本基点の滞在型観光拠点づくり」が大切と考えています。市内には神社史跡以外にも多くの観光スポットが整備されており、やどり青少年旅行村は、施設全体の建て替え計画を進めており、将来的には玉川峡の自然を満喫できる橋本市の奥座敷として、地域の観光情報を発信し休憩宿泊が出来る「観光交流センター」の整備を進めています。また、周辺の玉川沿いには紅葉などを植栽し、ハイキングコースを充実するなど、四季折々の自然体験が出来る観光ゾーンに整備する予定です。

市内観光スポットと国民宿舎「紀伊見荘」、やどり青少年旅行村、民間宿泊施設などと連携することで、橋本市を観光宿泊の拠点にしたいと考えております。

「道の駅構想」につきましては、現在の財政状況では、道の駅設置は困難であると考えていますが、国道371号の道路整備が進む中で検討してまいりたいと考えています。

このような中で、9月議会に橋本市観光協会の「観光案内所の事務所移転費用」の補正予算を提案させていただいています。現在のJR橋本駅事務所にある案内所は、手狭で利用客から見えにくいいため、駅南側にある元JA橋本支店の1階西半分を案内所として利用し、観光物産店も兼ね備えた「観光

情報発信基地」としたいと考えています。

このように、観光資源を一元的に集約し、観光スポットを観光コースとして整備・情報発信することで、さらなる商業活性化、地域経済の活性化につなげたいと考えています。

**他の質問** 中心市街地地区整備事業の進捗状況と「市街地開発事業の見直し委託」の方向性について

## 公立小中学校の耐震化工事はどう進展されるのか

上田 良治 議員

**質問** 中国・



四川大地震では学校施設が大きな被害を受けたことから、わが

国でも学校施設の耐震化を早期に進めるべきとの機運が高まり、「地震防災対策特別措置法」が改正され、今後3年間に限り、公立小中学校などの耐震補強工事の国庫補助率が、従来の1/2から2/3に、改築工事では1/3から1/2に引き上げられることになりました。

地震はいつ襲ってくるかわかりません。「一日でも早く安全な学校で子ども達を学ばせたい」というのが保護者の願いです。その願いに応えるのは自治体の努めであり、本市の耐震化計画を早期に作成され、具体的な改修や改

善計画を進めるべきであると思いますので、以下の質問をいたします。

①耐震指数が0.3未満となっている校舎について、22年度までの3年間で補強工事を行うとしているが、実現可能ですか。

②耐震指数が0.3を越える教育施設については、地震防災緊急事業5カ年計画に基づき、平成24年度までに随時補強を行うとしているが、実現可能ですか。  
③耐震診断結果の公表が義務づけられ、診断結果を公表しなければならぬが、文書による公表はされないおつもりですか。

**答弁** 耐震2次診断の結果、「地震防災対策特別措置法」の改正の対象

となるI S値0.3未満の学校は、2校6棟あります。21年度に応其小学校校舎2棟と屋内運動場、22年度に高野口中学校校舎3棟の耐震補強工事を計画しています。また、I S値0.3以上の学校についても24年度までに補強工事を終了できるように計画をしています。実現可能ですかとのお質ですが、学校施設は児童・生徒にとって安全・安心な施設として、また、災害時には応急避難所としての役割を担っていますので、耐震補強工事はどの事業よりも最優先されると認識をしています。

次に耐震診断結果の公表ですが2次診断が終了次第、市の広報やホームページにより公表をします。

**他の質問** 高齢者の運転免許証返上

支援事業について▽女性消防団について



## 長期総合計画と食料農業農村基本法(05年見直し)による施策の展開と予算措置について

中谷 晋 議員



**質問** ①長期総合計画第4章第1節1への取り組みと予算について

(1)食料の安定供給の確保について(農業生産の増大を図り、食料自給率の向上を図る。)  
(2)農業の多面的機能について  
(3)消費面と生産面での施策について(学校給食、食育推進基本計画、飼料作物等効率的な農地利用、地産地消、農業生産への担い手の多様化、食品産業と農業の連携)

**答弁** 地球温暖化の影響やバイオエ

ネルギーの増産により、世界の食料供給が逼迫している中で、食料の安定供給の確保は非常に重要な課題です。現

在、本市では耕作放棄地の全筆調査を行っており、食料自給率を上げるために耕作放棄地を確定し解消する対策を推進していきます。次に農業の多面的機能についてですが、農業と環境保全は密接な関係にあり、人が生きにくい上で生存環境は保護しなければならぬ重要なものです。本市といたしましては農業振興の予算の柱として、中山間地域等直接支払事業を行っており、このような補助事業等を活用して今後とも農業の多面的機能の維持に努めていきます。次に消費面と生産面での施策についてですが、食育の重要性は最近、特に叫ばれており、地産地消とも関連致しますが、給食センターに農産物を出荷している団体に協力を求めていくとともに、食育としての取り組みも検討していきます。飼料作物等効率的な農地利用につきましては、耕作放棄地全筆調査の結果を活かし、活用できる場所があれば検討していきます。農業生産への担い手の多様化につきましては、法人等の参入の緩和を踏まえ、本市と致しましても担い手不足の折、農業参入の多様化に取り組んでいきます。食品産業と農業の連携については、柿酢やあんぼ柿を製品化しているJ Aと、密接に連携しながら販売の促進について考えていきます。

**他の質問** 合併の申し入れに関連し

## 地方の道路整備の促進と安定的な財源確保を求める意見書(抜粋)

道路整備が著しく立ち遅れた和歌山県にとって、紀伊半島を一周する高速道路や京奈和自動車道、府県間道路である国道371号バイパスなどの幹線道路ネットワークの確立は、企業誘致や観光振興、農林水産業の振興など市民の将来のチャンスを保障するものとして、さらに東南海・南海地震への備えなどから不可欠である。道路特定財源の一般財源化により、遅れてきた地方の道路整備がこれ以上滞るようなことは、到底容認できるものではない。

よって、道路特定財源の一般財源化後においても、地方に必要な道路整備が、着実に進められるよう次の事項について格段の配慮を強く要望する。

記

1. 高速道路から生活道路に至る、地方が必要と判断する道路を着実に整備するための国及び地方の道路財源を安定的に確保すること。
2. 紀伊半島を一周する近畿自動車道紀勢線や京奈和自動車道などの高規格幹線道路をはじめとする幹線道路網を国の責任に基づいて整備するとともに、それに必要な財源を確保すること。
3. 未改良率などを指標とした本県のような道路整備の遅れた地域へ優先的に予算を配分すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
4. 地方の実情に応じた道路整備を緊急かつ集中的に実施するための地方道路整備臨時交付金制度の維持・拡充、またこれに代わる新たな制度を創設すること。
5. 新たな整備計画への道路整備の遅れた地方の意見を反映させるとともに、紀伊半島を一周する近畿自動車道紀勢線をはじめとする地方に必要な道路を明確に位置づけすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月22日  
橋本市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、  
総務大臣、財務大臣、経済財政政策大臣、国土交通大臣

## 社会保障費抑制路線の見直しを求める意見書(抜粋)

政府の重要施策の基本方針である「骨太の方針2006」において、社会保障費は大幅に増加すると見込まれることによる財政健全化の取り組みとして、過去5年間の改革により、国の一般会計予算ベースで1.1兆円の伸びが抑制されたことを踏まえ、今後5年間においても改革努力を継続する方針が示されている。しかしながら、平成14年度以降、社会保障費については、診療報酬や生活保護費がカットされ、ほぼ毎年伸び幅を2,200億円抑制されてきており、7年に及ぶ抑制策は地域医療をはじめとした社会保障制度を圧迫してきている。

社会保障が直面する課題として、高齢者世代の給付切り下げ・自己負担増への不安、現役世代への負担増への忌避意識・世代間の負担の不公平感、救急医療体制の弱体化、産科・小児科の医師不足、地域医療の崩壊、介護分野の恒常的人材確保難など、問題が指摘されているところである。

このままでは、社会保障制度は持続できても、医療や福祉をはじめとした必要なサービスなどの国民生活の不安が増大する恐れがあり、制度の負担についての国民合意を形成し、必要な財源を確保することは緊急な課題である。

よって、国会並びに政府におかれては、社会保障制度に対する国民の信頼を回復し、国民誰もが安心して生活できるようにするため、社会保障費の自然増を毎年2,200億円抑制する方針については見直し、平成21年度予算において社会保障予算が十分に確保されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月22日  
橋本市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、  
厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣

# 議会活動日誌

ぎかいかつどうにっし

(7月1日～9月30日)



## ☆本会議

- 9. 1 9月定例会 開会
- 8 一般質問
- 9 一般質問
- 10 一般質問
- 11 議案審議
- 22 委員長報告 閉会

## ☆来市

- 7. 16 岡山県矢掛町議会行政視察  
(ゴミ減量化について)
- 17 福島県喜多方市議会行政視察  
(地域雇用創造促進協議会の運営内容と成果について)

## ☆次の定例会は12月1日に開会(予定)

- 12. 1 本会議(提案理由説明)
- 8 本会議(一般質問)
- 9 本会議(一般質問)
- 10 本会議(一般質問)
- 11 本会議(議案審議)
- 12 総務委員会
- 15 経済建設委員会
- 企業誘致対策調査特別委員会
- 16 文教厚生委員会
- 19 本会議(委員長報告)

※本会議、委員会ともに、午前9時30分から始まります。

※企業誘致対策調査特別委員会は、午後1時30分から。



## ☆委員会等

- 7. 7 議会運営委員会
- 市議会だより編集委員会
- 14 新任議員研修会
- 7. 25 総務委員会
- 8. 19 議会運営委員会
- 25 議会運営委員会
- 会派代表者会
- 9. 1 会派代表者会
- 8 議会運営委員会
- 9 文教厚生委員会
- 11 決算審査特別委員会
- 議員定数問題検討協議会
- 12 総務委員会
- 16 経済建設委員会
- 企業誘致対策調査特別委員会
- 17 文教厚生委員会
- 22 議会運営委員会
- 全員協議会
- 議員定数問題検討協議会
- 25 総務委員会



橋本市民病院南側 コスモス畑の花

## 編集後記

新橋本市が誕生して2年余りがたち、市民の皆様からも様々なご意見をいただきます。特に多いのは、合併前には「合併すれば良くなる」と期待していたが期待はずれ」と、失望される方が多く見受けられ「合併して本当に良かったのか」と戸惑いの声がよく聞かれます。

新しい計画を立てただけで、もうやった気になってしまおう方がいらっしやいますが、計画とは実行のための指針です。合併計画の実行も今始まっただけです。

市民の皆様が「合併してよかった」と言ってくださるには、議会と市民の方との意見交換が非常に大事になってきます。

世の中には、やさしい意見と厳しい意見とがあるもので、とかくやさしい意見ばかりをとりあげて、厳しい意見を無視しようとしがちですが、厳しい意見こそ価値があり改善のための重要な材料のほうです。意見を生かすも駄目にするのも、意見を聞く人の考え方で決まっています。

市議会だよりでは議会で行われていること、また各議員の意見が掲載されています。私自身は、ここから多くの市民の皆様からご教示をいただき、ご指導を賜ることができれば、これにまさる喜びはありません。これからもご意見お待ちしております。

市議会だより編集委員会

委員 平 林 崇 行